

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の住所地区町村)

長岡市長様

市受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

Table with 4 columns: (フリガナ)氏名, 性別, 生年月日, 現住所電話番号. Includes a stamp area (印).

2. 申請・請求者(世帯主)が属する世帯の状況

Table with 6 columns: (フリガナ)氏名, 申請者との続柄, 性別, 生年月日, 令和4年1月1日時点の住所(現住所と異なる場合に記載), R4.1以降家計急変があった者.

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者(世帯主)の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

Table with 5 columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カナ). Includes a list of financial institutions.

Table with 4 columns: ゆうちょ銀行, 通帳記号, 通帳番号, 口座名義(カナ).

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、長岡市給付金専用コールセンター(電話39-2347)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 令和4年度の住民税が課されている者を含む世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の家計が急変し、世帯全員の収入が令和4年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯全員が、令和4年度の住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取り扱いとして、扶養を受けているかわからない場合は親族内でご確認ください。
ウ 世帯の中に租税条約による免除の適用を受けている者はいない。
エ 令和3年12月11日以降に国外から入国し、新たに住民登録された世帯ではない。

- ② 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。

給付金(家計急変世帯分)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期

- ③ 以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけでもなく、給付申請することは、不正行為に該当します。不正支給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。

- ④ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。

- ⑦ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年10月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。

- ⑧ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

- ⑨ 上記に掲げる給付金(家計急変世帯分)には長岡市光熱費等購入費助成金5,000円を含むものとして取り扱います。

提出書類

- 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

- 『申請・請求者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者(世帯主)の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面のみ)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

- 『受取口座(原則、申請・請求者(世帯主)名義)を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】』(別紙第3号様式の2)

- 『令和4年1月以降の任意の1か月の収入』の状況を確認できる書類の写し(コピー)

※ 申立てを行う月の収入にかかる給与明細書、年金振込通知書、事業収入又は不動産収入及びこれにかかる経費の金額がわかる書類等をご用意ください。

※ 任意の1か月は、申請日の属する月の前月までの月となります。

- (令和4年1月1日以降、複数回転居した方のみ)『戸籍の附表の写し(コピー)』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請・請求者(世帯主)氏名